

相談

DVは犯罪です

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、親密な関係にある配偶者や恋人に対する暴力のことです。

身体的な暴力の他にも、何を言っても無視をする、交友関係を細かく監視する、人格を否定する（精神的暴力）

●望まない性交を強要する、避妊に協力しない（性的暴力）など、さまざまな暴力があります。暴力は、いかなる場合も決して許されるものではありません。

あなたがDVを受けているなら、一人で悩まずに女性支援センターに相談してみませんか。

○お問い合わせ

◆女性相談支援センター

☎088-8333-0783  
平日／午前9時～午後10時  
土・日・祝日／午前9時～午後8時（年末年始は休みます。）

◆警察ではDVなどの相談を24時間受け付けています。相談のある方は、最寄りの警察署または警察本部の総合相談係までお電話ください。

中村警察署  
☎34-0110  
高知県警察本部総合相談係  
☎088-823-9110  
または#9110

不動産無料相談

～土地建物のトラブルでお悩みの方～

高知県宅建協会の専任相談員が、苦情の受け付けだけではなく、さまざまな不動産に関する問題についても相談業務を行い、住まいに関するあらゆる相談に誠意を持ってお答えします。

【日時】11月18日(木)

午後1時～4時

【場所】四万十市立中央公民館

3階 研究室

○お問い合わせ

(社)高知県宅建物取引業協会  
会幡多支部  
☎37-1520

こんなときにはお電話を  
～ひとりで悩まないで～

犯罪の被害に遭われますと、その後においても事件を思い出して怖くて不安になったり、眠れなくなったりするなど、心身ともいろいろな症状に悩まされることがあります。「被害に遭われたあなた！警察はあなたの味方です」

警察の人に話を聞いてもらいたいけど、警察署に行くのはちよつと勇気がいると迷われている方、警察では次のような各種相談電話を設置し、それぞれ専門の職員が相談にお応えします。

ひとりで悩まないで、まずは電話をかけてください。

【相談電話および内容】

◆警察総合相談電話

「困りごと相談、警察に対する意見・要望」  
☎088-823-9110  
または#9110

◆犯罪被害者ホットライン

「犯罪被害に遭われた方の心の悩み」  
☎088-871-3110

◆ヤングテレホン

「少年の非行や問題行動に関する相談」  
☎088-822-0809

◆いじめ相談電話

「子どものいじめに関する相談」  
☎088-872-7867

◆サイバー犯罪相談電話

「インターネット使用による各種犯罪の相談」  
☎088-875-3110  
e-mail:haitekuk@i-kochi.or.jp

◆レイディースダイヤル110番

「性犯罪被害に遭われた女性の悩み」  
☎088-873-0110

◆暴力相談電話

「暴力団等の被害に関する相談」  
☎088-823-0110

○電話相談に関するお問い合わせ

中村警察署  
☎34-0110

12月4日から10日までは  
人権週間です

「世界人権宣言」は、基本

的人権および自由を尊重し確保するために、世界のすべての人々とすべての国々が達成すべき共通の基準として、昭和23年（1948年）12月10日の第3回国際連合総会において採択されました。

国際連合は、世界人権宣言の採択を記念して、採択日の

12月10日を「人権デー（Human Rights Day）」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

法務省および全国人権擁護委員連合会は、関係機関などの協力を得て、「人権デー」を最終日とする1週間（12月4日から10日まで）を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めてまいります。

高知地方法務局では、今年度の人権週間行事のひとつとして、県内の主要箇所ですべて「特設人権相談所」を開設し、DV・セクハラ・ストーカーなどの女性に関する人権問題や、児童虐待・いじめ・体罰など子どもに関する問題、高齢者や障がい者に関する問題、その他嫌がらせなど、人権に関するご相談をお受けします。相談は無料で、秘密は厳守します。

お気軽に、最寄りの「相談窓口」をご利用ください。

【相談窓口】

高知地方法務局 人権擁護課  
☎088-822-3503